



巻頭言：共同親権法案 衆議院4月16日通過！参議院において審議中！！

2024年3月8日、各紙が共同親権を含む民法改正案の閣議決定がなされたことを報じました。今通常国会で審議され、成立した場合は2026年度には共同親権が導入されることとなります。法施行前に離婚した父母も単独親権から共同親権に変更可能とするものです。

☆ 2024年3月9日
各紙報道
(朝日、毎日、読売、
産経、日経、東京)



◆ 法案提出に至るまでの経緯 - 安倍首相答弁から5年を要す -

安倍晋三首相(当時)は2019年2月25日、衆議院予算委員会で、現在の民法では認めていない離婚後に父母の双方に親権が残る「共同親権」について、「もっともだという気もする。子どもはお父さんにもお母さんにも会いたい気持ちだろうと理解できる」「民法を所管する法務省で引き続き検討させたい」と述べました。日本維新の会、串田誠一衆議院議員(現参議院議員)への答弁です。今回の法改正はこの答弁から検討が始まりました。

安倍首相の答弁を受け、法務省は同年4月、24カ国を対象に離婚後親権の運用実態調査に着手しました。続いて同年11月には法制審議会に先立つ家族法研究会が発足、2021年2月、「父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について」の報告書が取りまとめられました。

この家族法研究会の報告を受け、同年2月、上川陽子法務大臣(当時)は法制審議会への諮問を決定しました。賛否も含め様々な意見がある家族法の問題に関して、政治的決断をいただいた安倍首相、上川大臣、後押しをいただいた超党派議連の先生方には改めて感謝の思いをお伝えしたいと思います。

同年3月に始まった法制審議会家族法制部会での議論には私も委員として参加させていただき、2024年1月30日、合計37回の調査審議を経て共同親権を含む要綱案が承されました。同年3月の閣議決定により、今通常国会で審議されることが決定しました。安倍首相の答弁から5年の歳月を要してようやくここにたどり着きました。

◆ 民法改正案でのポイント

今回の民法改正案に関しては、2月26日開催の親子ネット 院内集会「家族法制の見直しに関する要綱案 勉強会」の内容を紹介しておりますので、詳細は次頁以降をご参照いただければと思います。

各メディアでは「共同親権」ばかりが注目されておりますが、私からは異なる観点からのポイントを紹介いたします。

① 共同親権下での不法な連れ去りが違法となる(824条の2)

親権の行使に関しては、一方のみが親権者であるとき、他の一方が親権を行うことができないとき、子の利益のために急迫の事情があるときを除き、父母が共同して行うことが規定化される予定です。子どもの居所を変えることは、821条に定める居所指定権、つまり親権の行使となり、原則として父母が共同して行わなければならない、ということになります。もちろん、DVや虐待などから避難する場合は上記の「急迫の事情」と解され、例外となります。

従来、「不法な連れ去り」は別居開始時、つまり共同親権状態で行われることが多く、「連れ去り後の監護の継続性」と合わせ、私たち別居親当事者の多くが親権を失っています。子の連れ去りが違法とされることは、親権獲得のために「不法な連れ去り」を薦める弁護士への抑止にもなり、離婚後の家裁運用を大きく変えるものになり得ると考えています。

② 父母の婚姻関係に関わらず、父母相互の人格尊重義務、協力義務が明文化される(817条の12)

親子ネットは従来から家裁で合意もしくは審判で決定した親子交流の約半数が履行されないことに問題意識を持ち、「家裁の決定がある事案で合理的な理由のない親子交流拒否は親権者指定、変更の際にマイナスの考慮要素とする」よう求めてきました。

この意見が明文化されたものがこの817条になります。合理的な理由のない親子交流拒否のみならず、上記①の不法な連れ去り事案や一方親の悪口を吹き込む行為などにも適用されることとなります。

本年4月2日の衆議院法務委員会でも日本維新の会、池下卓衆議院議員の質問に対し、小泉龍司法務大臣は「父母の一方が裁判所で定めた親子交流を履行しない場合は、父母双方の人格尊重義務あるいは協力義務に違反する」と評価が下される場合がある、「人格尊重義務や協力義務に違反した場合、親権者の指定、変更の審判や親権喪失、親権停止の審判などにおいて、その違反の内容が考慮される可能性がある」と答弁しています。「急迫の事情」、「日常行為」の定義なども含め、家裁の運用に係わる法解釈に関しては、国会での政府答弁で明らかになっていきますので、是非、みなさんも関心を持ち、国会の議事録を確認いただければと思います。

◆ 法案成立に向けて

2024年4月16日、衆議院本会議にて多数の政党の賛同により、民法改正案は可決され、議論の舞台は参議院に移りました。今回の改正案、目標に達せなかった要素も残りますが、当事者のみなさん、みなさんのお子さん達にはプラスの効果を持たせたいと確信しています。

私も10年に渡り、法制化活動に取り組んで参りました。いよいよ最終局面を迎えます。成立まで国会での議論を注視いただきたく、お願いを申し上げます。

(親子の面会交流を実現する全国ネットワーク代表 武田 典久)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: http://oyakonet.org

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコメンカイコウリユウラジツゲンシルゼンコクネットワーク)

*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です





親子ネット 院内集会 ～ 家族法制の見直しに関する要綱案 勉強会 ～

2024年1月30日、法制審議会家族法制部会は「家族法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめました。要綱案について当事者の理解を深めるべく、2024年2月26日（月）、衆議院第一議員会館 大会議室にて勉強会を開催しました。開催にあたり、共同養育支援法全国連絡会、子どもの権利条約を守る会にご協力いただきました。当日は約150名の方に来場いただき、盛会にて終了しました。

共同養育支援議員連盟から会長の柴山昌彦議員、事務局長の三谷英弘議員に登壇いただき、要綱案の説明と質疑応答していただきました。ここでは当日の内容の一部（要約）を掲載します。

【武田典久 親子ネット代表】

司会を務めさせていただき、親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）の武田です。本会の開催にあたり協力いただいた共同養育支援法全国連絡会、子どもの権利条約9条を守る会の方にもお礼を申し上げます。本日の登壇者を紹介させていただきます。共同養育支援議員連盟会長の柴山昌彦先生、事務局長の三谷英弘先生です。

ここまでの経緯をお話します。要綱案は2024年2月15日に法制審議会総会にて了承され、法務大臣に答申がなされました。法制審議会は計37回の調査、審議を経て了承され、答申されたということです。家族法制部会審議会は3年かかりました。家族法研究会も含めると4年かかっています。「議論が拙速だ」という批判がありますが、国内の議論だけでなく、海外に比べると30年～40年遅れているのです。これが拙速と言えるのでしょうか。

報道によりますと、閣議決定が3月中旬、法案成立が4月とされています。

要綱案概要をご確認ください（図1）。読んでいただくと分かりますが、まだ難しい点があります。その点をまずはご理解いただきたいと思います。また、今回の法改正は民法だけでなく民事執行法、家事事件手続法にも関わってきます。法律条文の改正ということです。更に条文改正だけでなく、柴山先生、三谷先生をはじめとする超党派議員連盟から各省庁に働きかけて実現していく案件、具体的に言えば柴山先生が注力いただいている「未成年略取」の件があります。

家庭裁判所の運用実務の改善もそうです。法律が改正されても、裁判所・裁判官の構造が変わらなければ、単独親権のままでは判決が出される。それでは何の役にも立たないと私は考えています。本日はそれらの点を明らかにしたいので皆様のご理解をいただきたい。

まずは要綱案の中身について、三谷先生からご説明をよろしく願います。

【三谷英弘 衆議院議員】

衆議院議員の三谷英弘です。本日はお忙しい中お越しいただき心からお礼を申し上げます。これからご説明をさせていただきますが、オフィシャルの説明ではない、ということはおご理解いただきたいと思います。私は10年以上、議連のメンバー、今は事務局長として活動させていただき中で、法務省とやりとりをさせていただいたり、自民党法務部会で議論をしたりと、これまでの知見を踏まえて理解したことをできるだけ正確にお伝えさせていただこうと思っておりますのでご理解ください。

要綱案第1のところ、婚姻関係の有無に関わらず、父母が子に対して負う責務を明確化しています。そこで2点あります。1点目は「父母は子の心身の健全な発達を図るため、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮して子を養育しなければならない、子が自己と同程度の生活を維持することができるように扶養しなければならない」。2点目は「父

母は婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」でありまして、父母の協力義務が明確化されています。また、「親権の性質」も明確化されています。「子の利益のために行使しなければならない」とすべてがここから紐づけられている、ということをお話させていただきます。

その上で要綱案第2です。離婚後の親権制度の見直しにおいて、まずは「親権行使に関する規律の整備」ということで、基本的に「親権は父母が共同して行う」となっています。ただし「一方のみが親権者であるとき」「他の一方が親権を行うことができないとき」「子の利益のため、急迫の事情があるとき」には「その一方が行う」ことを認められておりまして、それに加えて「日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる」という定めになっています。

DVや虐待からの避難は「急迫な事情」とされています。意見の対立を調整するための裁判手続も新設されます。

次の「父母の離婚後等の親権者の定め」についてが重要です。離婚後の単独親権制度を改正するとなっています。「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者として定める」とあります。この協議が整わなかった場合は「裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める」としています。これは「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」や「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をうけるおそれの有無、協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」には「父母の一方を単独親権者と定める」となります。子の利益を害する時は単独親権となりますが、高葛藤であることを持って単独親権とはなっていません。

「監護の分掌」については「監護者の定めを必須とする規律は設けない」となっています。

※ 図1 家族法制の見直しに関する要綱 概要



親子関係に関する基本的な規律（要綱 第1）	養育費に関する制度の見直し（要綱 第3）
<ul style="list-style-type: none"> 婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化（子の心身の健全な発達を図る、子の人格の尊重等、父母相互の協力など） 親権が子のために行使されるべきものであることを明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 養育費債権に優先権（先取特権）を付与（公正証書や裁判所の審判等の債務名義がなくても差押え可能に） 法定養育費制度を導入（父母の協議等による取決めができない場合に、請求が可能に） 執行手続の負担軽減策（ワンストップ化）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備
離婚後の親権制度の見直し（要綱 第2）	親子交流に関する制度の見直し（要綱 第4）
<ul style="list-style-type: none"> 婚姻中を含めた親権（身上監護、財産管理等）行使の規律を整備（※婚姻中の父母の一方が子を連れて別居する場面にも適用） 父母双方が親権者であるときは、共同行使が原則 現に子を監護している親による親権の単独行使が可能な場合を明確化 <ul style="list-style-type: none"> →急迫の事情（DV・虐待からの避難の場合など） →日常的な監護教育 →父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判手続の早期での段階での親子交流の試行的実施の規律を整備 婚姻中別居の場面における親子交流の規律を整備 祖父母等と子との交流の規律を整備
<ul style="list-style-type: none"> 現行法の離婚後単独親権制度を改正 協議離婚の際には、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定可能。ただし、不適正な形での合意は裁判所が更正できる。 父母の協議が調わない場合、裁判所は、子の利益の観点から、父母双方又は一方を親権者と指定 父母双方を親権者とするときは子の利益を害する場合には単独親権 不適正な父母の合意を念頭に、一定の条件下、親権者を決めなくとも離婚を可能にした 監護の分掌（監護の分担）を実現するための規律を整備 「監護者の定めを必須とする規律は設けない」 	その他の見直し（要綱 第5～7）
	<ul style="list-style-type: none"> 養子縁組後の親権に関する規律の明確化 養子縁組の代諾等の場面の整備 父母の協議が調わない場合かつ子の利益のために特に必要がある場合、裁判所が指定 財産分与の請求期間を2年から5年に延長 財産分与の考慮要素を明確化 婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則2分の1（すべし） 夫婦間契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し

※本資料は令和6年1月30日に取りまとめられた「家族法制の見直しに関する要綱案」より親子の面会交流を実現する全国ネットワークが作成したものです。（参照URLhttps://www.moj.go.jp/shing1/shing0490001_00238.html）



要綱案第3の「養育費に関する定め」です。「先取特権を付与」に加えて「法定養育費制度」が導入されます。

「親子交流に関する制度の見直し」については「試行的な親子交流の実施を早期にやっていく」とあります。また「婚姻中別居の場面における親子交流の規律を整備」「祖父母と子との交流の規律の整備」をすとなっています。その他いろいろありますが、今までのように、子を連れ去られても、その後ずっと会えないということが基本的になくなっていく。もちろん、DVとか虐待がある場合は別ですが、親子が関係を保っていくことができる仕組みを今回の要綱案を法制化することで実現していくことができると理解しています。

【武田典久 親子ネット代表】

これから質問及び参加者からの意見、要望に入ります。

1点目は親権、監護権についてです。親権、監護権は原則なのか、そうじゃないのか、条文上に「原則」と書かれていない。「おそれ」とは言ったもの勝ち、濫用されるのではないのか、という懸念がある。例えば「明らかなおそれ」などに表記変更できないか？

2点目は「子の連れ去り」に関してです。柴山先生から連れ去りが禁止になった、という言及がありました。要綱案のどこにあるの？どんな場合に連れ去りが禁止になるの？「急迫」とはどういう場合？それでも強行したらどんな罰則があるの？

3点目です。父母の相互協力義務、すなわちフレンドリーペアレントルールですが、これも要綱案のどこにある？どんな場合に適用？違反したらどうなる？

この3点に関して柴山先生、三谷先生から、ご説明をお願いいたします。

【柴山昌彦 衆議院議員】

衆議院議員の柴山昌彦です。まず法務省の要綱案において皆さんにぜひご理解いただきたいのは、この法案はいわゆる選択的共同親権ではないということです。選択的共同親権とは、一方の親が拒否した場合は共同親権にならない。これでは完全に骨抜き共同親権です。つまり、その相手方が嫌だということに正当な理由がない場合であっても、相手が単独親権を主張することができてしまうわけですから、私たちがすべきことは、この選択的共同親権を排除することでありました。報道の中には、今回の法案は選択的共同親権だということもありますが、それは明らかに間違いです。なぜ明らかな間違いかかというと、一方が共同親権を求め他方が単独親権を主張し意見がまとまらない時に、単独親権になるとは書いてないのです。具体的には単独親権にしなくてはいけない場合という例外基準を書いてあるわけです。一つは、父又は母が子の心身に害悪を及ぼす恐れがある、つまり子が不利益を被ると判断される場合です。もう一つは、父母の一方が他の一方からDVなどを受けている場合についても単独親権事由に加える、という整理がなされました。裁判上、例外事由を主張する方が立証するというのがルールです。

こういう形で単独親権を明示的に書いてあるということは、子どもの利益のために両方の親が協力して、扶養に当たらなければいけないという価値観を示していると思います。

監護権について、監護権指定は必須ではないということになりました。初めて今回の法律に定められた親の責務、お互いが協力して子どもの利益を図り、そして扶養する、ということから、例えば一方の親が行方をくらませて、他方の関与を排除してしまう。これは父母協力義務に明らかに反する。いわゆる監護権の濫用は認められない、ということは法務省も答弁していますし、これから国会の中でも明らかになると思います。

それから2点目の「子の連れ去り」です。皆さんご存知の通達によって警察の態度もずいぶん変わってきています。

それと、不当に連れ去った民事上の効果はどうなるのかということですが、両方の親が協力して子どもを養育しなければいけないということと、親権を定めるときの基準、この2つを合わせて読めばフレンドリーペアレントルールと言えます。つまり敵対的な親が子どもの心身に影響を及ぼす悪影響を鑑みれば、その親は親権を失う理由がある。子を正当な理由なく連れ去るということは、他方親に対するDVに当たるのではないかと内閣府は不当な連れ去りは相手方に対するDVに当たると答弁したことがあります。不当な連れ去りをした親は、それによって親権を決めるときに不利な扱いを受けることを余儀なくされるということを導けると思います。

子を強制的に連れ去って親子交流を相手方が守らない場合についても令和元年の民事執行法の改正によって、直接的な強制執行も可能という条文があります。あともう一つは、間接強制です。裁判所の言うことを守らなかった場合には、金銭の支払いを持って、親子交流を促すといった手段を講じることができるということです。別居親が子の引き渡し審判を申し立てたり、あるいは直接強制、強制執行の申し立てをすることによって、子の連れ去りに対する是正が期待されます。

【武田典久 親子ネット代表】

次の質問に移ります。

報道では公布から2年以内に施行とありました。可能な限り部分的に一部でも早期にできないかという意見を多数いただいています。また、施行前に親権を失っている皆さんに対して、親権復活ができるのか、という質問もあります。

親向け講座、養育計画も要綱案では義務化になっていません。仮に義務化が難しくとも何らか促進する方法はないのか。裁判所の調停や審判で養育計画を申し立て、これを求めることが今回の法改正でできるのかという質問がありました。

親子交流については今回フレンドリーペアレントルールが入ります。従来、合意した親子交流又は審判が出た場合でも、調査によると約半分が約束を破られています。これが改善する解釈で良いのかという点です。監護の分掌はいろいろありますが、ここで取り上げるのは時間の分担で、5:5なのか8:2なのか。海外並みの共同養育の頻度を実現できるのか。実現のためには養育計画、親子交流算定表というモデルプランを年齢と親子間の距離を持って決めていく考え方が一般的で、そういうものが必要と思われるのか。今回改正で踏み込むことができないか。難しい場合、将来的な実現に向けた取り組みに関してご説明いただきたい。



【柴山昌彦 衆議院議員】

改正民法の施行日と公布について、仮に通常国会で成立をした場合でも公布は数ヶ月先になります。それから2年以内に施行になりますが、なぜ2年も必要かという、さまざまな準備が必要だということです。特に今回、共同親権制度が導入され、あるいは一定の養育費の支払い確保の制度が出てきたような場合には関係各機関の準備も必要になってきます。その準備に一定程度かかりますが、なんとか部分的にでも施行を早くして欲しい、例えば、フレンドリーペアレントルールはなるべく早く実施して欲しいと考えています。

それから自民党PTの第5番目の柱でもあった、過去に離婚した方々にも今回法改正がされた時に遡及して適用できないか、ですが、基本的に民事のルールであっても遡及をすることは難しいのが現実です。ただ、親権者の変更をする、つまり、フレンドリーペアレントルールが施行されれば、それに反する行為を行っていた方は、やはり親権者に相応しくないという形で、親権者変更を申し立てることは方法としてはあります。今回の改正後の民法の規定に関する附則ですと、「特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法の規定により生じた効力を妨げない。」をどう解釈するか。以前の民法の規定によって既に生じた効力そのものは尊重するけれども、この法律が実施されたら、その施行前に生じた事項にも、そこから適用される。だから、今私が言ったような解釈ができるのではないかということ、共同養育議連や自民党の部会ではまだ正面から議論していません。皆様にとっては極めて重要な問題でもありますので、これからそういう解釈が可能ではないかについて、しっかりと当局と詰めていきたい。

共同養育計画・親向け講座については自民党PTの中で、これを離婚に先立っての義務にはしないで一定の責務にしました。今の日本は協議離婚が中心で、現時点において共同養育計画をほとんどの父母が作っていない。他国のように離婚は全部裁判、その際にきちんと子どもに対する責任のはたし方を決めるような実務が確立している国とはあまりにもかけ離れています。そういうことができなければ離婚してはならないとすると、これは少なくとも相手方と婚姻していることによって苦痛を覚えている方の権利を過度に侵害するというので、国会を通らないと判断しました。今回は一定の責務ということですが、法務省などが来年度以降、諸外国の共同養育計画を定める方法に関する調査を行い、それをどのように日本に適用していくか進めていくための予算を既に計上しています。今回法務部会でも、親向け講座、共同養育計画をしっかりと定めることを離婚届けを出しに来た父母に対して強く働きかけると言っています。将来を視野に入れ、共同養育計画、親向け講座の受講の促進をしていくことを強力に進めていきたい。調停や審判で申し立てをすることは難しいかもしれないけれども、ある程度確立した実務ができれば、例えばADRなど含めて対応を大きく広げることができると思います。

親子交流について、算定表、モデルプランを作ることは非常に重要だと思います。これは実務に根差した形で作られるのではないかと考えています。諸外国の事例も見ながら、それに倣って裁判所が親子交流算定表をしっかりと作るように働きかけていく。

また、裁判官の頭の中身が今までの実務のままであってはいけない。海外の事例や新しい条文の精神をしっかりと学んでもらい、もっと質を高めてもらうための研修などもしっかりと実施していただけるよう、予算や定員を作ることによって働きかけていきたい。

【会場参加者からの質問 1】

・附則の2条に関して、公布前に離婚をしてしまった場合、公布後の共同親権にするのと、公布前に親権者変更する時の条件は変わってくるのでしょうか。

・本当に原則共同親権なのか、あるいは監護者の指定が乱発されないのか。先生方や立法府の思いとは裏腹に、司法が別の判断をしてしまうのではないか。その中で原則共同親権であると、監護者指定がそんなに乱発されない解釈に今後しっかりなっていくためには、国会でそういう記録が出てくるから大丈夫なのか。

・共同親権になった後でも罰則がなく、これから先しっかりと法律に守られるかについて不安が強い。今回、養育費が先に取られる可能性がある中で、一方が子ども連れ去っていくケースがどんどん増える可能性もあると思いますので、共同親権が本当に有効な状態になるのかについてお伺いしたい。

【柴山昌彦 衆議院議員】

第一条の規定による改正後の民法の規定は「この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する」、つまり、改正後の民法はこの法律の施行前に、例えば離婚したという事由も適用すると書いてあります。旧民法時代に離婚をしたり、旧民法時代に一方親が親権者と定められたりしたことについては、それがそのこの法律が適用されることによって、遡及してひっくり返ることはしないということです。けど、この規定は特別の定めがなければ、法律前に生じた事項に適用されるわけですから、我々はどういう解釈で、そこが本当にフレンドリーペアレントルールというものを、これからは過去に離婚した人にも適用するべきじゃないかと、我々はまだそこを詰めていませんので、本省の間でしっかり詰めたと思っています。

【三谷英弘 衆議院議員】

子の親権者、監護者の指定に関して、そういった立法府の思いをある意味裏切るような実務の運用がなされるのではという懸念があるかと思っています。裁判所にしっかりと働きかけをしていくということ、裁判所もさまざまな研修、体制整備をやっていくという状況にあります。立法というのは継続的な営みだというふうに理解しておりますので、もし我々が初期に期待をしたおりの運用がなされていないということになれば、更なる改善を当然求めていきます。



🍀 熱心に聞き入る会場の様子



【会場参加者からの質問 2】

- ・今後も、子の連れ去りはどうしても発生すると考えています。連れ去った側が監護者指定を申し立てると想像されますが、今の運用だと裁判官は必ず監護者を指定します。改正後は監護の分掌という扱いに変わるのか、それとも今と同じように監護者を必ずどちらかに指定する運用になるのか。
- ・連れ去り、同居義務違反を相手方が行っても問題視しないことが改善されるのか。また離婚を指南する弁護士の問題が改善されるのか。

【柴山昌彦 衆議院議員】

私は実際に連れ去りを指南するというビジネスはあると思います。それは裁判所が正当な理由があろうがなかろうが、監護の継続性を重視するという運用が変わらない限り、親権を目的とする連れ去りは共同親権で減るかもしれませんが、監護権指定を目的とする連れ去りが温存してしまうからです。フレンドリーペアレントルールができれば、そういった相手方をないがしろにした連れ去りというのは、かえってそれは親権を失う理由になるべきです。最高裁判所はこの継続性の原則、連れ去りに対する批判を重く受け止めて、父母の子の養育への関わり方の変化を踏まえて事案に応じた審判が求められると自覚していると答弁をしました。法務省も連れ去りと連れ戻しは区別せずに正当な理由をきちんと判断すると答弁していますし、フレンドリーペアレントルールも入るわけですから、運用の問題点を裁判所に対して詰めていくべきです。

「おそれ」、「明白な」、「客観性のある」という限定詞をつけるように改正できないかと、私も法務省に対して追求しました。法務省答弁は、たとえば一時的なひどい言葉、一回だけの暴力によって、それをDVのおそれと判断するのではなく、しっかりと経過を客観的に判断するというものでした。

今回、日弁連の声明というものが出ましたが、少なくとも反対とは言っていない。監護権については将来の課題に残そうと言っていますが、我々の目の黒いうちは絶対そんなことはさせません。日弁連、反対派が大キャンペーンをマスコミを通じてやったら、この法律は対決法案になって国会を止めることにつながります。我々がやるべきことは一致団結して、千載一遇のチャンスですから一歩前に踏み出そうではありませんか。（拍手）

自民党PTを実現するというこれまでに尽力してきました。国際条約の遵守というところは、特に子どもの権利条約を守る形で、ハーグ条約の考え方もしっかりとフォローしていく。国内の不当な連れ去りを民法上違法だと解釈できるようにしたいということです。それから原則共同親権については、文言上は読み

取りにくいですが、ただ、選択的共同親権ではなく監護者の定めは必須とされておりませんので、少なくとも単独にする場合を明確にして、共同親権の認められる余地を大きく広げたという効果はあると思っています。要件は国会審議で明らかにしていけると思います。

親向け講座、共同養育計画はすでに離婚された方々に適用されるというのは極めて難しい要件だと思っております、これについては一定の責務を課するという形で推進することを法務省もしっかりと行政機関と進めると言っています。ADRの活用や、民間、自治体のサポートを進めていきたいと思っています。それからDVや児童虐待、不適正な合意については、裁判所が是正できるようになっておりますし、どういう基準になるのかということも国会の答弁で明確にしていけると考えております。親権を失ったことの救済について、親権者変更は明らかに今回の改正によって容易となっております。新しい基準でそのまま過去の事例に適用されるかということもしっかりと追及をしていきたいと考えております。

【武田典久 親子ネット代表】

今のように100%の権限を持つ人間ができてしまう、ここから脱却するということが非常に大きいと思います。親子交流について調停審判で合意しているのに反故にされる、これはフレンドリーペアレントルールに違反です。親権者変更を申し立てる理由になります。これも大きいと考えております。

現在の単独親権制度で子どもの奪い合いが起きて、一方的な連れ去りがされ、一方の親との関係が絶たれ、何人の子がうらい思いをしているのでしょうか。子に何年も会えずに苦しんでいる当事者、親に会えなくて苦しんでいる子は増え続けています。

2012年に民法766条が改正されたとき、当時の法務大臣は「子から親を奪ってはいけない」と答弁されましたが、その後、実現しているとは言えません。しかし今は柴山先生、三谷先生がいらっしゃいます。議連があります。柴山先生、三谷先生にはそのような両親の離婚で苦しむ子どもたちのため少しでも早く良い法改正を実現していただきたいと思います。国会での議論が始まります。ぜひ引き続き、議論を活発にしてより良いものを仕上げていただくということを祈念いたしまして閉会とさせていただきます。本日は多くのご参加ありがとうございました。



☘ 三谷 英弘先生



☘ 柴山 昌彦先生



☘ 多くの質問の手が上がる会場

～ 親子ネットさっぽろ 活動報告 ～

親子ネットの会員の皆様、いつもお世話になっております。親子ネットさっぽろ副支部長兼親子ネット運営委員の佐々木泰子と申します。

別居してから10年が経過し、子ども達には5年程親子交流出来ていない状態が続いています。特に高校生の息子の学校からは保護者とも認定されず、成績や進路状況を知るために、道に対して個人情報開示請求をしなければならない状況にあります。

法制審議会も「共同親権・共同養育」の内容を盛り込んだ要綱案が可決され、閣議決定から衆議院での可決。現在は参議院の審議に入っております（4月25日現在）。法案成立の佳境を迎えている現況のなかではございますが、北海道での活動に関してご報告させて頂く機会を頂戴致しました事、御礼申し上げます。

北海道の地理ですが、札幌から主要都市と言われている旭川までが約120km、帯広は約190km、函館は約250km、網走は約330km、釧路は約320kmと都市間の距離が他府県と比較するととても長いという特徴があります。そのような中、現在、北海道では『親子ネットさっぽろ』、『親子ネット十勝』の2団体が主に札幌市、帯広市で陳情、当事者支援等の活動しております。

さる2/11の建国記念日に、運営委員の皆様、親子ネット会員の皆様のご協力を得て勉強会を開催したのも活動の一つです。講演は2018年に行った勉強会から講師を務めて頂き、長く共同養育・共同親権にかかわる問題に取り組まれている札幌弁護士会所属 ほりい総合法律事務所代表弁護士堀井雄三先生、札幌市で面会交流支援を行っている一般社団法人アイエムアイ代表の北川仁美先生でした。当会の武田典久代表を含めたお三方から、現行法の限界や面会交流支援の現場からの提言、2月当時の状況報告と今後の展望に関して講演頂きました。急遽の企画立案からの勉強会でしたが、運営委員の皆様のご協力も得て、衆議院議員和田よしあき議員から開催にあたってのご発言も頂き、有意義な時間を提供することが出来ました（図1）。

北海道は、離婚率が他府県と比較すると高いのですが、これまでの活動範囲の低さも関与して共同養育・共同親権への関心度が低い傾向にありました。しかし、地道に国会議員、道議会議員、市議会議員に方々に陳情を繰り返しています。自身の住所地選出の議員は、地元の住民の声は無視しませんので町内会選出、住所地選出の議員事務所に電話やメール等にて連絡を入れ、アポイントメントを入れ親子ネットの資料をもって説明に伺い、まず「共同養育・共同親権を知って頂きたい」「関心をもって法案成立に取組んで貰いたい」の他、「中央の担当部署の方針を待つのではなく、関心を持って、道政・市政を考えてもらいたい」との説明での陳情を行っています。そして「一方だけの意見を聴くのではな

く、様々な立場の声に耳を傾けて貰いたい」という訴えを続けています。

法制審議会でも要綱案が可決されてからは、法案成立が既に絵に描いた餅ではなくなっている状況を踏まえた具体的な道政・市政の中で、教育現場や諸手続きの中での仕組みづくりや支援について、面会交流支援団体・ADRへの支援、養育計画立案への支援づくり等を提案しています。条例はそれぞれの都府県、市町村によっても異なりますので、勉強も必要とはなりますが、自身の市町村、都道府県のことを改めてよく知る機会ともなりますので、会員の皆様にはどうか勇気を出して一歩踏み出して頂き、都府県議会議員、市町村議員にお話をさせていただきたいと存じます。その一歩は、社会全体から見たら小さな一歩かもしれませんが、『発言しない＝同意した』との解釈を増長することを防ぐことが出来ますし、新たな自分を作っていく一助にもなり、自身の自信回復にもつながっていきます。

法案成立は通過点です。5年後の法の見直しで改悪されることも懸念されます。親子ネット会員の皆様とともに、これからも歩み続けてまいりますので、今後とも宜しくお願いいたします。（佐々木 泰子）

※ 図1

親子ネットさっぽろ 親子ネット十勝
共同企画

「共同養育・面会交流支援」 WEB勉強会

- 現在の法の状態と実際の裁判での現況を把握
- 面会交流支援の現状と今後の展望を知る
- 現在の法整備状況の把握

講師 ・ほりい総合法律事務所 代表弁護士 堀井雄三
・一般社団法人アイエムアイ 理事長 北川仁美
(札幌市で面会交流支援事業等の団体を運営中)
・親子ネット 代表 武田典久

2024年2月11日(日) 13:00~16:00

対象 当事者、国会・地方議員、弁護士等(先着50名)
参加費 1,000円(親子ネット会員は無料、会員提示まで確認ください)
申込み <https://parentnet.sapporo.jp/parentnet/detail/0120240211.html>
お問い合わせ ayakone.tokachi@gmail.com (親子ネット十勝)



その日は突然やってきた

～ 9年半の歳月を経て子どもが戻ってきた（祖母から見た娘と孫の姿） ～

「A（長女）がママと住みたいと言っている」2022年7月初旬、娘2人と同居する相手方から娘（当事者）に連絡が来た。

私の母（連れ去られた子ども達の曾祖母）は2020年春天国へと旅立った。母の遺影に向かって報告した。「良かった！聴こえてる？願いが叶ったよ！」3年長生きしてくれたら一緒に喜べたのに…悔しさはあったが、天国の母が小躍りして喜んでいる姿が目に見えた。

その後の娘の行動は早かった。すぐに会社社長と年俵の交渉をする一方で、2DKの新築マンションへ引っ越した。相手方の家から徒歩2分。相手方の実家に残ることになった次女（Aの妹）にもすぐに会える距離だ。年俵交渉は思い通りには行かず、結局収入アップの為に転職した。母親から引き離されて、声も枯れるほど泣き叫び続けていた3歳の長女は9年半の歳月を経て小学6年生12歳になっていた。「ママと離れてから何日もご飯も食べなくて、寝ないで泣いてたんだよ」と長女は当時の事を覚えていた。

【蜜月からの反抗期】

「Aはずっと結婚しないでママと住むの」と自分の部屋のベッドを使わず、母親に抱きついて寝る日々が数か月続いた。「ママだーい好き！」と。しかし同居開始から半年後、中学に入学する頃から次第に理不尽な事を言って母親にあたるようになってきた。朝になると「〇〇が無い！ママがどっかにやった」「宿題やってないから今日は学校行かない」毎朝同じバトルが繰り返される。「ママよりパパの方がいいわ！」「あっそう、パパの所に行けば！」と熾烈な喧嘩を繰り返す事も度々。ストレスが溜まった娘は仔猫を飼いだした。

Aは一切勉強しない。個別指導塾に入れたが結局塾の宿題もやらないし、サボるので合理主義の娘は塾も辞めさせた。「ママは怖くないもんね」と、どうやら父親に激しく怒鳴られながらいやいや勉強してたようで、勉強は大嫌いになっていた。9年半相手方の教育方針に従って育ててきたので、子どもの言動から娘はその影響を日々感じている。

【再度の引っ越しと転職、そして普通の親子関係】

2024年1月、娘は都内の某駅から徒歩5分の所にある新たなマンションに再び引っ越した。猫が庭で遊べるようにと1階の庭付き。快適で広い家に引っ越しを決めたと聞いて安堵した。そして又転職。

娘は新たな引っ越し先には次女と一緒に部屋の内見に行っている。次女のOKは取れた。長女は見に行く事もせず「なんでママの部屋は広くて、Aの部屋は狭いの！ママだけずい！」と相変わらず文句ばかり言っていた。

ところが引っ越し後、しばらくして「Aが黙って食器を洗ってくれた！」と嬉しそうに娘が言ってきた。「Aの変わりようを見ると、引っ越しはストレスの効果だったわ」時々一緒にお菓子を作り、買い物に行くようになっていた。

娘は子どもとの暮らしが決まった途端に年俵に拘るようになった。本業の他に副業を3、4件入れている。出張の日もあるので、私が2泊3日孫を見ていると中学生なのに勉強時間はゼロ。その事を娘に告げると「いいの」と一言。多様性の時代だ。勉強して一流大学一流企業に入る事が必ずしも人生の幸せと直結しない。

Aはダンスが好き。食べる事も大好き。夕飯が美味しいと「ああ、生きて良かったって思うよ」と可愛い事を言ってくる。深夜冷蔵庫を開けて何かを食べながら「幸せ…」と独り言。学校の図書館で唯一借りてくる本が料理のレシピ本。付箋があちこちに貼られている。作ってくれという事らしい。

私は彼女に個性を生かして健康で幸せに生きて行って欲しいとそれだけを願う。娘の教育方針には口を挟まない事にした。

中2の反抗期のAと母親との壮絶なバトルの日々は当分続きそうだが、喧嘩の後にふっと寂しくなったのか母親のベッドに入り込んで寝ていたりするのが可愛い。

【なぜAは帰ってきたのか】

次女は学校行事や発表会に父親の許可なしには母親が来られない事が当たり前の中で1歳から10年暮らしてきた。母親が参加しないことを不自然で、子供の人格が無視された状況だと感じる事も無いようだ。

Aが母親の元に帰ってきたのはなぜか。一つは彼女の性格だろう。周囲の思惑をあまり気にすること無く、自分のやりたい事だけを心の赴くままにやっていく。次女は1歳の時から周りの人を見て気遣いし、相手の気持ちを思いやる子だったのと対照的だ。お洒落に興味を持つ年齢になり、父親では話が全く合わなくなってきたという事もある。又3歳半という記憶の残る年齢まで母親と生活してきたことも、別れてからほぼ定期的に月に2回交流が出来ていた事も多に関係するだろう。

「転校は嫌」「バレエも続けたい」「友達とも離れたくない」それらの欲求を全て満たすように環境を整えて【母親と暮らす決断】のハードルを低くした事も良かったのかもしれない。子どもと一緒に暮らすにはお金がかかる。被服費に食費、お稽古事、そして家賃（23区内なので高額）。

【私たちの変化】

子どもと暮らせるようになった親の気持ちはどう変化したのか。娘は「子どもと暮らしていない時はいつ死んでもいいやと思っていたけど、今はもう死にたいとは思わなくなった、全く」と言っている。

私は、それまで灰色だった風景が突然色をおびてきたと表現したら分かって頂けるだろうか。

初めて親子ネットに顔を出した日、「ある日突然子どもが帰って来ることもあるからね」と慰めて貰った事を思い出す。その時は絶望の淵にいて、虚しく響いた言葉だったがまさか現実になるとは…。

改正民法の施行は2年後だが、それに先んじてまず子どもと引き離された親との交流時間の確保を最優先にしてほしいと心から願っている。（佐野 美紗緒）



告知

◆ 親子ネット総会2024

<日時> 2024年6月29日 10:30-11:30
<場所> IKE-Biz 6F 多目的ホール
東京都豊島区西池袋2-37-4
※ 参加できるのは有会員資格者のみです。

◆ 親子ネット講演会

企画中、詳細はHPにて随時告知します。

◆ 親子ネット定例会

企画中、詳細はHPにて随時告知します。

◆ 親子ネットNAGANO

<連れ去らない・引き離さない・見放さない>
面会交流支援、離婚・子ども・ステップファミリー関係各種相談・支援
<問合せ> Mail:kodomokenri@gmail.com
HP: <http://oyakonetcnagano.jimdo.com/>
Tel:080-5171-1303

◆ 当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。
<日時、場所> 未定
※参加は女性のみとなります。
<参加費> 会場費を頭割りで負担します。
出入り自由です。オンライン参加可。皆さんが悩んでいることを話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりましたら個別にご案内します。
<問合せ> 担当:薄井 Tel: 090-2417-6152
Mail: erina0516vn@gmail.com

◆ くにたち子どもとの交流を求める親の会

定例会<自助活動>毎月第1/第3木曜日夜
※詳細は、facebookページをご覧ください。
<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitition>

♥ 一般社団法人りむすび

<個別相談・面会交流サポート> 共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。
<講演・講師> 行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。
<りむすびコミュニティ> 別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。
<共同養育各種講座> 1名より随時開催します (zoom可)。
<問合せ> rimusubi@gmail.com
※詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.rimusubi.com>

報道

2024年4月25日 NHK「共同親権」導入を柱 民法などの改正案 参院法務委で審議入り
・2024年4月16日 NHK「共同親権」導入へ 民法などの改正案 衆院本会議で可決
・2024年4月16日 日本経済新聞 共同親権法案が衆院通過 「急迫の事情」にガイドライン
・2024年4月16日 日本経済新聞 共同親権、何が変わる？ 民法改正2026年施行へ
・2024年4月16日 読売新聞 「共同親権」導入の民法改正案が衆院通過…19日にも参院で審議入り、今国会で成立へ
・2024年4月16日 朝日新聞 共同親権法案、衆院本会議で可決 成立すれば公布2年以内に施行
・2024年4月12日 日本経済新聞 共同親権法案、衆院法務委で可決 16日にも衆院通過
・2024年4月12日 毎日新聞 離婚後共同親権、衆院法務委で可決 週明けにも衆院通過の見通し
・2024年4月12日 読売新聞 「共同親権」法案が今国会成立へ…衆院法務委で可決、DV・虐待は単独親権
・2024年4月12日 共同通信 共同親権法案、法務委員会でも可決 付則修正、来週にも衆院通過
・2024年4月12日 東京新聞 共同親権法案を委員会可決 来週にも衆院通過へ「父母の真意確認」付則に追加
・2024年4月12日 時事通信 共同親権法案、法務委で可決 16日にも衆院通過、付則を修正
・2024年4月12日 NHK 離婚後の「共同親権」民法など改正の修正案 衆院法務委で可決
・2024年3月28日 朝日新聞 「共同親権」審議入り 離婚後も父母ともに子育て 衆院法務委
・2024年3月14日 NHK 離婚後の共同親権導入を柱とした民法など改正案 国会審議入り
・2024年3月8日 日本経済新聞 離婚後の「共同親権」導入、民法改正案を閣議決定
・2024年3月8日 産経新聞 離婚後の「共同親権」を導入、民法など改正案を閣議決定 離婚家族の支援策も拡充へ
・2024年3月8日 東京新聞 離婚後共同親権の法案決定 多様化対応、2年以内に施行

・2024年2月5日 毎日新聞 離婚後の共同親権 子どもの幸せを最優先に
・2024年3月8日 読売新聞 離婚後の「共同親権」導入、民法改正案を閣議決定…「法定養育費制度」創設へ
・2024年3月8日 時事通信 離婚後の「共同親権」可能に 民法改正案を閣議決定
・2024年2月21日 公明新聞 離婚後「共同親権」導入 党部会、民法改正案を了承

住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail : info@oyakonetc.org

編集後記

♥ これまで多くの方々が関り、辛い思いをされてきながらも進めてきた法整備が現在、現実のものになろうとしています。私は10年しかこの問題に取り組んでいませんが、30年以上取り組まれてこられた方々もおられます。現在は、少し離れたところから法整備の行方を見守っている方々もおられます。全ての方々に、そして、これからも取り組まれていく方々に心より感謝申し上げます。(Y.S.)

♥ 子を持つ親が何の教育も受けずに、紙切れ1枚で離婚が出来る事自体、子どもの人権を無視したシステムだ。離婚時の親教育が難しいなら、義務教育から性教育と人権教育をセットにして学ばせる必要があるだろう。日本の裁判官は人権教育を受けずに封建社会の中で生きてきたのだろうか？早く全ての子どもと親が離婚、別居の有無にかかわらず自由に会える当たり前の社会になる事を願わずにはいられない。(M.S.)

編集委員

☆ 親子ネット運営委員会

A.W. K.S. N.O. Y.S. M.S.
Y.K. T.E. Y.A. S.H.

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール : info@oyakonetc.org ホームページ : <http://oyakonetc.org>

